



青森県報

第二千十九号

平成十四年五月十日(金曜日)

目 次

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) …… 一
告示	
基本測量の実施……………	(監理課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課) …… 二
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課) …… 三
建設業者の許可の取消し……………	(八戸県土整備事務所) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
出先機関	
土地改良区連合の役員の就任及び退任……………	(中地方農林水産事務所) …… 四
土地改良事業の工事の完了……………	(同) …… 四
右 同……………	(北地方農林水産事務所) …… 五
右 同……………	(同) …… 五
右 同……………	(上地方農林水産事務所) …… 五

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業に係る増殖計画量の基準…………… (水産振興課) …… 七

訓 令

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年五月十日

青森県知事 木 村 守 男

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第六青森県立中央病院の項中「技能主事」を「技能技師」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の技能職員等の給与に関する規程の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

告 示

青森県告示第二百四十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年五月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

平成十四年五月八日から平成十五年三月十五日まで

三 作業地域

八戸市

青森県告示第二百四十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年五月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで

三 作業地域

西津軽郡深浦町

中津軽郡西目屋村

北津軽郡小泊村

上北郡十和田湖町
下北郡川内町、東通村、風間浦村
三戸郡五戸町

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年五月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森東ショッピングセンター

青森市大字矢田前字弥生田四五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東商

青森市大字宮田字玉水二

代表取締役 佐藤茂

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗 大規模小売店舗 大規模小売店舗	マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ東北株式会社	マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ東北株式会社	平成十四年五月二日
大規模小売店舗 大規模小売店舗 大規模小売店舗	青森ウエルマート株式会社 青森ウエルマート株式会社 青森ウエルマート株式会社	青森ウエルマート株式会社 青森ウエルマート株式会社 青森ウエルマート株式会社	平成十四年五月二日

来客が 駐車が 利用可 とする ことが できる 時間帯	午前八時四十五分(年 間五日午前六時四十五 分)から午前零時十五 分まで	二十四時間	"
---	---	-------	---

四 届出年月日

平成十四年四月二十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年五月十日から同年九月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年九月十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市川

土地改良区の定款の変更を平成十四年四月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

青森県知事 木 村 守 男

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九十五号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 高水設備工業株式会社

二 代表者の氏名 渡辺 俊介

三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目一の一の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一)第一七六三号

五 取消年月日 平成十四年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

八 取消しの原因となった事実

平成十四年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九十五号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 高水設備工業株式会社

二 代表者の氏名 渡辺 俊介  
 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目一の一五  
 四 許可番号 青森県知事許可(特 一一)第一七六三号  
 五 取消年月日 平成十四年四月二十六日  
 六 取消しに係る建設業の許可  
 七 取消しの原因となった事実  
 平成十四年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良区連合の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、浪岡ダム土地改良区連合から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

中南地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所                 | 就<br>任<br>及<br>び<br>退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|------------------------|------------------------------------------------|
| 理<br>事            | 木村 清明  | 南津軽郡浪岡町大字吉野田字平野二九の二    | 平成一四・四・三就任                                     |
| "                 | 野呂 保文  | 七の二 " 大字浪岡字稲村二二        | "                                              |
| "                 | 山内 登   | 三の二 " 大字下十川字村元六        | "                                              |
| "                 | 山内 哲備  | 三の二 " 大字北中野字天王一        | "                                              |
| "                 | 斎藤 伊助  | 三の二 " 五所川原市大字原子字山元一三五の | "                                              |

|        |       |                        |        |
|--------|-------|------------------------|--------|
| "      | 白戸 逞  | 二 " 大字七ツ館字鶴ヶ沼一七        | "      |
| "      | 森 誠   | の " 大字水野尾字宮井二一〇        | "      |
| 監<br>事 | 工藤 清長 | の " 南津軽郡浪岡町大字吉野田字平野二   | "      |
| "      | 三浦 新一 | 二 " 常盤村大字富柳字福岡三二       | "      |
| 理<br>事 | 橋 節男  | 五所川原市大字唐笠柳字藤巻四二三       | "      |
| "      | 木村 清明 | 九の二 " 南津軽郡浪岡町大字吉野田字平野二 | 一四・三退任 |
| "      | 野呂 保文 | 七の二 " 大字浪岡字稲村二二        | "      |
| "      | 山内 登  | 三の二 " 大字下十川字村元六        | "      |
| "      | 長谷川一壽 | 八七の二 " 大字北中野字中坪一       | "      |
| "      | 斎藤 伊助 | 三 " 五所川原市大字原子字山元一三五の   | "      |
| "      | 白戸 逞  | 二 " 大字七ツ館字鶴ヶ沼一七        | "      |
| "      | 森 誠   | の " 大字水野尾字宮井二一〇        | "      |
| 監<br>事 | 工藤 清長 | の " 南津軽郡浪岡町大字吉野田字平野二   | "      |
| "      | 三浦 新一 | 二 " 常盤村大字富柳字福岡三二       | "      |
| "      | 橋 節男  | 五所川原市大字唐笠柳字藤巻四二三       | "      |

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

中南地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

|                       |        |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 土地改良事業の名称             | 事業を行う者 | 工事完了年月日   |
| 十二年災農業用施設災害復旧事業二一 一〇一 | 大 鰐 町  | 平成一四・三・二〇 |
| "                     | "      | 一四・三・四    |
| "                     | "      | 一四・三・三    |

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

北地方農林水産事務所長 山 本 義 弘

|                       |        |          |
|-----------------------|--------|----------|
| 土地改良事業の名称             | 事業を行う者 | 工事完了年月日  |
| 十二年災農業用施設災害復旧事業二一 一〇一 | 金 木 町  | 平成一四・三・元 |

土地改良事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

北地方農林水産事務所長 山 本 義 弘

|     |                     |          |
|-----|---------------------|----------|
| 地区名 | 県営土地改良事業の名称         | 工事完了年月日  |
| 野 中 | 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 平成一四・三・元 |
| 砂 沢 | ため池等整備事業            | "        |

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

|                       |        |          |
|-----------------------|--------|----------|
| 土地改良事業の名称             | 事業を行う者 | 工事完了年月日  |
| 十二年災農地災害復旧事業 三六一      | 十和田市   | 平成一四・三・八 |
| "                     | "      | "        |
| "                     | "      | 一四・二・三   |
| "                     | "      | 一四・三・五   |
| "                     | "      | 一四・二・〇   |
| 十三年災農業用施設災害復旧事業三六 一〇一 | "      | 一四・三・二   |
| "                     | "      | 一四・三・一   |
| "                     | "      | 一四・二・六   |
| "                     | "      | 一四・三・三   |
| "                     | "      | "        |
| "                     | "      | 一四・二・〇   |
| "                     | "      | 一四・三・八   |

|        |     |                  |    |    |    |    |    |    |        |        |        |        |        |              |     |                  |              |
|--------|-----|------------------|----|----|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----|------------------|--------------|
| "      | "   | 十三年災農用施設災害復旧事業四一 | "  | "  | "  | "  | "  | "  | "      | "      | "      | "      | "      | 十三年災農地災害復旧事業 | "   | 十三年災農用施設災害復旧事業四一 | 十三年災農地災害復旧事業 |
| 四一     | 四一  | 一〇一              | 四一 | 四一 | 四一 | 四一 | 四一 | 四一 | 四一     | 四一     | 四一     | 四一     | 四一     | 四一           | 四一  | 一〇一              | 四一           |
| 一〇四    | 一〇三 | 一〇一              | 一三 | 一一 | 一〇 | 九  | 八  | 七  | 六      | 五      | 四      | 三      | 一      | 一〇二          | 一〇一 | 一                | 一            |
| "      | "   | "                | "  | "  | "  | "  | "  | "  | "      | "      | "      | "      | "      | 六戸町          | "   | "                | 十和田湖町        |
| 一四・三・八 | "   | 一四・三・四           | "  | "  | "  | "  | "  | "  | 一四・三・三 | 一四・三・九 | 一四・三・三 | 一四・三・〇 | 一四・三・三 | 一四・三・四       | "   | "                | 一四・三・六       |

|        |        |        |     |        |        |     |     |     |        |        |     |        |        |        |        |     |        |
|--------|--------|--------|-----|--------|--------|-----|-----|-----|--------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|-----|--------|
| "      | "      | "      | "   | "      | "      | "   | "   | "   | "      | "      | "   | "      | "      | "      | "      | "   | "      |
| 四一     | 四一     | 四一     | 四一  | 四一     | 四一     | 四一  | 四一  | 四一  | 四一     | 四一     | 四一  | 四一     | 四一     | 四一     | 四一     | 四一  | 四一     |
| 一一二    | 一一一    | 一一〇    | 一一九 | 一一八    | 一一七    | 一一六 | 一一五 | 一一四 | 一一三    | 一一二    | 一一一 | 一一〇    | 一〇九    | 一〇八    | 一〇七    | 一〇六 | 一〇五    |
| "      | "      | "      | "   | "      | "      | "   | "   | "   | "      | "      | "   | "      | "      | "      | "      | "   | "      |
| 一四・三・三 | 一四・三・八 | 一四・三・三 | "   | 一四・三・八 | 一四・三・三 | "   | "   | "   | 一四・三・三 | 一四・三・六 | "   | 一四・三・三 | 一四・三・九 | 一四・三・三 | 一四・三・〇 | "   | 一四・三・三 |

|         |                      |    |         |              |        |    |        |    |     |    |         |    |     |    |         |         |        |
|---------|----------------------|----|---------|--------------|--------|----|--------|----|-----|----|---------|----|-----|----|---------|---------|--------|
| "       | 十三年災農業用施設災害復旧事業四六一〇一 | "  | "       | 十三年災農地災害復旧事業 | "      | "  | "      | "  | "   | "  | "       | "  | "   | "  | "       | "       | "      |
| 四六      | 一〇二                  | 四六 | 三       | 四六           | 一      | 四四 | 一〇一    | 四三 | 一〇九 | 四三 | 一〇八     | 四三 | 一〇七 | 四三 | 一〇六     | 四三      | 一〇五    |
| "       | "                    | "  | "       | 天間林村         | 上北町    | "  | "      | "  | "   | "  | "       | "  | "   | "  | "       | "       | 横浜町    |
| 一四・三・二五 | 一四・三・三               | "  | 一四・三・二五 | 一四・三・三       | 一四・三・元 | "  | 一四・三・三 | "  | "   | "  | 一四・三・二五 | "  | "   | "  | 一四・三・二六 | 一四・三・二七 | "      |
| "       | "                    | "  | "       | "            | "      | "  | "      | "  | "   | "  | "       | "  | "   | "  | "       | "       | 一四・三・三 |
| "       | "                    | "  | "       | "            | "      | "  | "      | "  | "   | "  | "       | "  | "   | "  | "       | "       | 一四・三・八 |

**内水面漁場管理委員会**

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

内共第五十号、内共第五十一号及び農内共第一号第五種共同漁業権に係る平成十四年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成十四年五月十日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 武 尾 善 蔵

|    |     |             |        |        |     |         |         |         |        |    |     |    |     |    |     |    |     |
|----|-----|-------------|--------|--------|-----|---------|---------|---------|--------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| "  | "   | 十年災農地災害復旧事業 | "      | "      | "   | "       | "       | "       | "      | "  | "   | "  | "   | "  | "   | "  | "   |
| 四六 | 一〇二 | 四六          | 一〇一    | 四六     | 一〇九 | 四六      | 一〇八     | 四六      | 一〇七    | 四六 | 一〇六 | 四六 | 一〇五 | 四六 | 一〇四 | 四六 | 一〇三 |
| "  | "   | "           | "      | "      | "   | "       | "       | "       | "      | "  | "   | "  | "   | "  | "   | "  | "   |
| "  | "   | 二・二・二五      | 一四・三・三 | 一四・三・三 | "   | 一四・三・二五 | 一四・三・二五 | 一四・三・二五 | 一四・三・三 | "  | "   | "  | "   | "  | "   | "  | "   |

|                                  |                                            |                                             |                |
|----------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------|
| 農内共第一号                           | 内共第五十一号                                    | 内共第五十号                                      | 免許番号           |
| 十和田湖                             | 大童子川                                       | 前潟・せばと沼                                     | 湖河沼川           |
| さくえふこひ<br>くらびないます                | いやあ<br>わまゆ<br>いなめ                          | わかふこ<br>かさなこ<br>さぎ                          | 魚種             |
| 種産種種種<br>苗卵苗苗苗<br>放床放放放<br>流造流流流 | 種種種<br>苗苗苗<br>放放放<br>流流流                   | 種種種<br>苗苗苗<br>放放放<br>流流流                    | 増殖計画量の基準       |
| 一五二<br>万六五五<br>尾筒万尾<br>以上上上      | 五五二<br>千一十<br>尾尾尾<br>(二二二<br>〇〇〇<br>キログラム) | 三三三<br>〇〇〇<br>万粒以上<br>(三三三<br>〇〇〇<br>キログラム) | 以上<br>以上<br>以上 |

|                                |                                     |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| 発行所・発行人<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青森県 | 印刷所・販売人<br>青森市古川二丁目七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
|--------------------------------|-------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭